

刑 法 (配点 60 点)**【問題】**

以下の事例につき、被害客体に留意して甲・乙・丙の罪責を論ぜよ。

- 1 甲（男性、23 歳）は遊興費欲しさから、パチスロ機の大当たりを誘発することができる体感器と称する電子機器（以下「体感器」という。）を使用して、パチスロ機から大量のメダルを手に入れようと企て、2017 年 10 月 12 日午後 3 時ころ、都内の A パチンコ店（以下「A 店舗」という。）に入店した。A 店舗では、体感器の持ち込み、遊戯の際での体感器の使用を禁止しており、店内の掲示板により客にその旨告知していた。このため、甲は、A 店舗に入店する前から、体感器の本体部分を左太股に巻いたサポーターに貼り付け、バイブレータを左足付け根付近に貼り付けた上、振動センサーを右上腕部内側にテーピングで固定してサポーターを巻き、さらに衣服等によって体感器を装着していることを外見上認識できないようにしていた。
- 2 甲は A 店舗に入店後すぐに比較的ひと気が少ないエリアのパチスロ機が設置された席に着席し、同日午後 3 時 5 分ころから同日午後 4 時ころまでの間、体感器を使用して遊戯を行ったところ 500 枚のメダルを獲得した。
- 3 同日午後 3 時 50 分ころ、甲のパチスロ仲間である乙（男性、24 歳）が A 店舗に入店し遊戯するパチスロ機を物色していたところ、甲が大量のメダルを獲得しているところを目撃した。乙は甲と仲が良いことから、甲にメダルを分けて貰おうと考えて甲のそばに近づいたが、そこで甲がそわそわと周囲を見回す等不審な動きをしていることに気がつき、しばらく様子を窺うこととした。乙が甲の様子を観察していると、甲の衣服が不自然に膨らんでいること、大量の汗を欠いており、通常ではない様子であることがわかった。そこから、乙は、甲が体感器等の不正な機械を使用してメダルを大量に獲得し、そのような不正な機械を衣服の内側に隠しているのではないかと考えた。
- 4 同日午後 4 時 5 分ころ、乙は甲の右隣にあるパチスロ機の設置された席に着席し、甲に「体感器を使ってメダルを獲ってるんだろ。体感器を衣服の内側に隠しているようだけど、俺でもわかったんだから、店員によく見られたらバレるぞ。俺が隣でこのパチスロ機を打って店員からお前の姿が見えにくくするように隠してやるから、お前が獲ったメダルを半分分けてくれよ。友達だろ。頼むよ。」と耳打ちした。それを聞いた甲は、体感器で遊戯をしていることを乙に気づかれたことに驚くと共に、乙が自分の右隣でパチスロ機を遊戯して自分の身を隠してくれるならば、店員に気づかれることなく体感器を使用しての遊戯ができるだろうと考え、甲からの申し出を了承した。
- 5 その後、甲は、午後 4 時 10 分ころから午後 5 時 30 分ころまでの間、引き続き体感器を

使用してパチスロ機を遊戯したところ 700 枚のメダルを獲得し、合計 1200 枚のメダルを獲得した。また、甲の隣でパチスロ機を通常通り遊戯していた乙は、たまたま大当たりを引き当て 600 枚のメダルを獲得した。このため、甲と乙は二人のメダルを合わせた 1800 枚のメダルをそれぞれ半分ずつ山分けした。

6 一方、甲と知人関係にある丙（男性、23 歳）は、A 店舗にアルバイトとして勤務をし、平日午後 1 時から午後 7 時の間、甲及び乙が遊戯するパチスロ機のエリアを中心にパチスロ機を遊戯する客を監視する業務につき、不正な動きをする客を見かけたら客の遊戯を止めて A 店舗の支配人に報告し、客を引き渡す義務を負っていたものであるが、丙は前記 2 ないし 5 に記載された甲及び乙の不審な行動に気が付いていた。しかし、丙は A 店舗の支配人に報告して甲らを引き渡すよりも、甲らの犯行を見逃して、後日、口止め料として甲らに金員を要求した方が得策だと考え、甲らの犯行をそのまま放置した。その結果、甲及び乙が遊戯するパチスロ機のエリアの監視は丙のみが行っていたこともあって、甲及び乙は前記 2 ないし 5 の犯行を遂げられた。

以上